2018年7月18日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町19番19号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　白木　義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急阪神リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木　義章
問合せ先
ＩＲ・広報部長　吉田　洋
TEL. 06-6376-6823

# 規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び役員の選任について、2018年8月24日に開催される本投資法人の第10回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．規約変更の理由及び内容について

（１）本投資法人のスポンサーグループである阪急阪神ホールディングスグループ（阪急阪神ホールディングス株式会社を持株会社として構成される企業集団をいいます。）における不動産事業の再編の一環として、阪急阪神不動産株式会社が、2018年4月1日付で本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社である阪急電鉄株式会社から吸収分割により不動産事業の移管を受け、これに伴い、阪急電鉄株式会社が保有する本資産運用会社の全株式6,000株（発行済株式総数の100%）を、阪急阪神不動産株式会社が承継しました。これにより阪急阪神不動産株式会社が本資産運用会社の親会社となったことに伴い、スポンサーグループとの更なる一体感を醸成するため、2018年9月1日を効力発生日として、本投資法人の名称を変更することにしましたので、商号の変更を行うものです（投資法人名を阪急阪神リート投資法人に変更）（現行規約第1条関係）。

（２）法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記に変更するものです（現行規約第10条関係）。

（３）上記の規約変更について、2018年9月1日を効力発生日として効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第11章関係）。

（規約変更の詳細につきましては、添付「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

２．役員の選任について

執行役員白木義章、監督役員宇多民夫及び鈴木基史から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員１名（候補者：白木義章）及び監督役員２名（候補者：宇多民夫、鈴木基史）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

また、執行役員又は監督役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員１名（候補者：庄司敏典）及び補欠監督役員１名（候補者：塩路広海）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

（役員選任に関する詳細につきましては、添付「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

３．日程

2018年７月18日　役員会にて本投資主総会提出議案を決議

2018年８月　７日　本投資主総会招集通知発送（予定）

2018年８月24日　本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議（予定）

以　上

＊　本投資法人のウェブサイト　http://www.hankyu-reit.jp/

＜添付資料＞

・参考資料　　第10回投資主総会招集ご通知

2018年８月７日

投 資 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 19 番 19 号
**阪 急 リ ー ト 投 資 法 人**
執行役員　白 木 義 章

# 第10回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

**なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2018年８月23日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項の規定に基づき、現行規約第15条第１項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

**従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。**

敬　具

記

**１．日　　時**：2018年８月24日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**：大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　６階　瑞鳥
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

**３．投資主総会の目的である事項**：

**決 議 事 項**

**第１号議案**　規約一部変更の件
**第２号議案**　執行役員１名選任の件
**第３号議案**　補欠執行役員１名選任の件
**第４号議案**　監督役員２名選任の件
**第５号議案**　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です（なお、2018年８月27日（月曜日）に東京都所在の会場においても、「運用状況報告会」を開催する予定です。詳細は、同封の「運用状況報告会（東京）開催のご案内」をご参照下さい。）。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト（http://www.hankyu-reit.jp/）に掲載いたしますので、ご了承下さい。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第１号議案**　規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 本投資法人のスポンサーグループである阪急阪神ホールディングスグループ（阪急阪神ホールディングス株式会社を持株会社として構成される企業集団をいいます。）における不動産事業の再編の一環として、阪急阪神不動産株式会社が、2018年４月１日付で本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社である阪急電鉄株式会社から吸収分割により不動産事業の移管を受け、これに伴い、阪急電鉄株式会社が保有する本資産運用会社の全株式6,000株（発行済株式総数の100％）を、阪急阪神不動産株式会社が承継しました。これにより阪急阪神不動産株式会社が本資産運用会社の親会社となったことに伴い、スポンサーグループとの更なる一体感を醸成するため、2018年９月１日を効力発生日として、本投資法人の名称を変更することにしましたので、商号の変更を行うものです（現行規約第１条関係）。

(2) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記に変更するものです（現行規約第10条関係）。

(3) 上記の規約変更について、2018年９月１日を効力発生日として効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第11章関係）。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現　行　規　約 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第１章　総　則 | 第１章　総　則 |
| （商号）<br>第１条　本投資法人は、阪急リート投資法人と称し、英文ではHankyu REIT, Inc.と表示する。 | （商号）<br>第１条　本投資法人は、阪急阪神リート投資法人と称し、英文ではHankyu Hanshin REIT, Inc.と表示する。 |
| 第２条～第４条　［条文省略］ | 第２条～第４条　［現行どおり］ |
| 第２章　投資口 | 第２章　投資口 |
| 第５条～第８条　［条文省略］ | 第５条～第８条　［現行どおり］ |
| 第３章　投資主総会 | 第３章　投資主総会 |
| 第９条　［条文省略］ | 第９条　［現行どおり］ |
| （投資主総会の招集）<br>第10条　［条文省略］<br>２．投資主総会は、平成28年８月５日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの８月５日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。<br>３．　［条文省略］ | （投資主総会の招集）<br>第10条　［現行どおり］<br>２．投資主総会は、2016年８月５日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの８月５日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。<br>３．　［現行どおり］ |
| 第11条～第17条　［条文省略］ | 第11条～第17条　［現行どおり］ |
| 第４章　役員及び役員会 | 第４章　役員及び役員会 |
| 第18条～第26条　［条文省略］ | 第18条～第26条　［現行どおり］ |
| 第５章　資産運用 | 第５章　資産運用 |
| 第27条～第31条　［条文省略］ | 第27条～第31条　［現行どおり］ |
| 第６章　資産評価 | 第６章　資産評価 |
| 第32条～第33条　［条文省略］ | 第32条～第33条　［現行どおり］ |

| 現　　行　　規　　約 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第７章　借入れ及び投資法人債の発行<br>第34条　　［条文省略］<br><br>第８章　計算<br>第35条～第36条　［条文省略］<br><br>第９章　会計監査人<br>第37条～第39条　［条文省略］<br><br>第10章　業務及び事務の委託<br>第40条～第42条　［条文省略］<br><br>［新設］<br><br>以上<br><br>（別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期<br>［省略］ | 第７章　借入れ及び投資法人債の発行<br>第34条　　［現行どおり］<br><br>第８章　計算<br>第35条～第36条　［現行どおり］<br><br>第９章　会計監査人<br>第37条～第39条　［現行どおり］<br><br>第10章　業務及び事務の委託<br>第40条～第42条　［現行どおり］<br><br>第11章　附則<br>（改正の効力発生）<br>第43条　第１条及び第10条第２項の変更の効力は、2018年９月１日に生じる。なお、本章の規定は、本条に基づく本規約の変更の効力発生後にこれを削除する。<br>以上<br><br>（別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期<br>［現行どおり］ |

**第２号議案**　執行役員１名選任の件

執行役員白木義章から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第99条第２項及び現行規約第20条第１項但し書の定めを適用し、就任する2018年８月24日より、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、執行役員選任に関する本議案は、2018年７月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略　　歴 |
|---|---|
| 白木義章（しらき よしあき）<br>（1956年10月７日） | 1979年４月　阪急電鉄株式会社入社<br>1991年４月　同　経理部財務企画課調査役<br>1995年６月　同　経営管理室調査役<br>2001年４月　同　グループ政策推進室調査役<br>2001年６月　株式会社阪急交通社　出向<br>国際輸送事業本部企画室調査役<br>2002年６月　同　取締役兼執行役員社長室長<br>2004年５月　阪急リート投信株式会社(注)　取締役（非常勤）<br>2004年６月　同　出向　取締役業務管理部長<br>2006年10月　阪急リート投資法人　補欠執行役員<br>2006年12月　阪急リート投信株式会社(注)　取締役業務部長<br>2007年４月　同　取締役<br>2011年４月　同　常務取締役<br>2012年６月　阪急リート投資法人　執行役員（現在）<br>2012年６月　阪急リート投信株式会社(注)　代表取締役社長（現在） |

（注）阪急リート投信株式会社は、2018年４月１日付で「阪急阪神リート投信株式会社」に商号変更しています。

・2018年５月31日現在、上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより43口所有しております。

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である本資産運用会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

**第３号議案**　補欠執行役員１名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第２項本文の定めにより、第２号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2018年７月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略　　歴 |
|---|---|
| 庄　司　敏　典（しょうじ　としのり）<br>（1960年６月13日） | 1983年４月　阪急電鉄株式会社入社<br>1995年６月　株式会社阪急リエゾンサービス　出向<br>1997年６月　同　取締役梅田営業部長<br>2001年４月　阪急電鉄株式会社　流通営業第一部調査役<br>2006年11月　同　不動産運用部調査役<br>2008年４月　同　不動産運用部長<br>2008年４月　阪急リート投信株式会社（注１）　監査役（非常勤）<br>2010年４月　阪急不動産株式会社（注２）　経営企画部長<br>2012年４月　阪急リート投信株式会社（注１）　出向　取締役<br>2016年４月　同　常務取締役　投資運用第二部長　兼　投資企画室長<br>2016年５月　同　常務取締役　投資運用第二部長<br>2017年４月　同　常務取締役（現在） |

（注１）阪急リート投信株式会社は、2018年４月１日付で「阪急阪神リート投信株式会社」に商号変更しています。

（注２）阪急不動産株式会社は、2018年４月１日付で「阪急阪神不動産株式会社」に商号変更しています。

・2018年５月31日現在、上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより44口所有しております。

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である本資産運用会社の常務取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

**第４号議案**　監督役員２名選任の件

監督役員宇多民夫及び鈴木基史から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員２名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、現行規約第20条第１項但し書の定めを適用し、就任する2018年８月24日より、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴 |
|---|---|---|
| 1 | 宇多民夫（うだ たみお）<br>（1945年３月31日） | 1974年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）<br>関西法律特許事務所入所<br>1977年10月　原田・宇多法律事務所（現　宇多法律事務所）設立（現在）<br>1998年４月　大阪弁護士会副会長<br>2004年12月　阪急リート投資法人　監督役員（現在）<br>2005年４月　大阪府建設工事紛争審査会委員<br>2009年６月　栗田工業株式会社　監査役 |
| 2 | 鈴木基史（すずき もとふみ）<br>（1950年１月28日） | 1973年４月　監査法人朝日会計社（現　有限責任あずさ監査法人）入社<br>1977年３月　公認会計士登録<br>1977年６月　税理士登録<br>1982年７月　鈴木公認会計士事務所開設（現在）<br>2006年４月　甲南大学会計大学院教授<br>2007年３月　アーバンライフ株式会社　監査役<br>2016年８月　阪急リート投資法人　監督役員（現在） |

・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者宇多民夫は、宇多法律事務所の所長であります。
・上記監督役員候補者鈴木基史は、鈴木公認会計士事務所の所長であります。

**第５号議案**　補欠監督役員１名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠監督役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第２項本文の定めにより、第４号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略　　歴 |
|---|---|
| 塩路広海（しおじひろうみ）<br>（1957年１月28日） | 1987年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）<br>浅岡法律事務所（現　浅岡・瀧法律会計事務所）入所<br>1991年４月　塩路法律事務所設立（現在）<br>2007年６月　株式会社立花エレテック監査役（現在）<br>2009年４月　大阪弁護士会副会長<br>2012年４月　大阪府コンプライアンス委員<br>2015年６月　株式会社フジシールインターナショナル取締役<br>2016年９月　阪急リート投資法人　補欠監督役員（現在） |

・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記補欠監督役員候補者は、塩路法律事務所の所長であります。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第１項及び現行規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第５号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

# 投資主総会会場ご案内図

【会　場】　大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　６階　瑞鳥

【電　話】　06－6377－2100（ホテル代表番号）

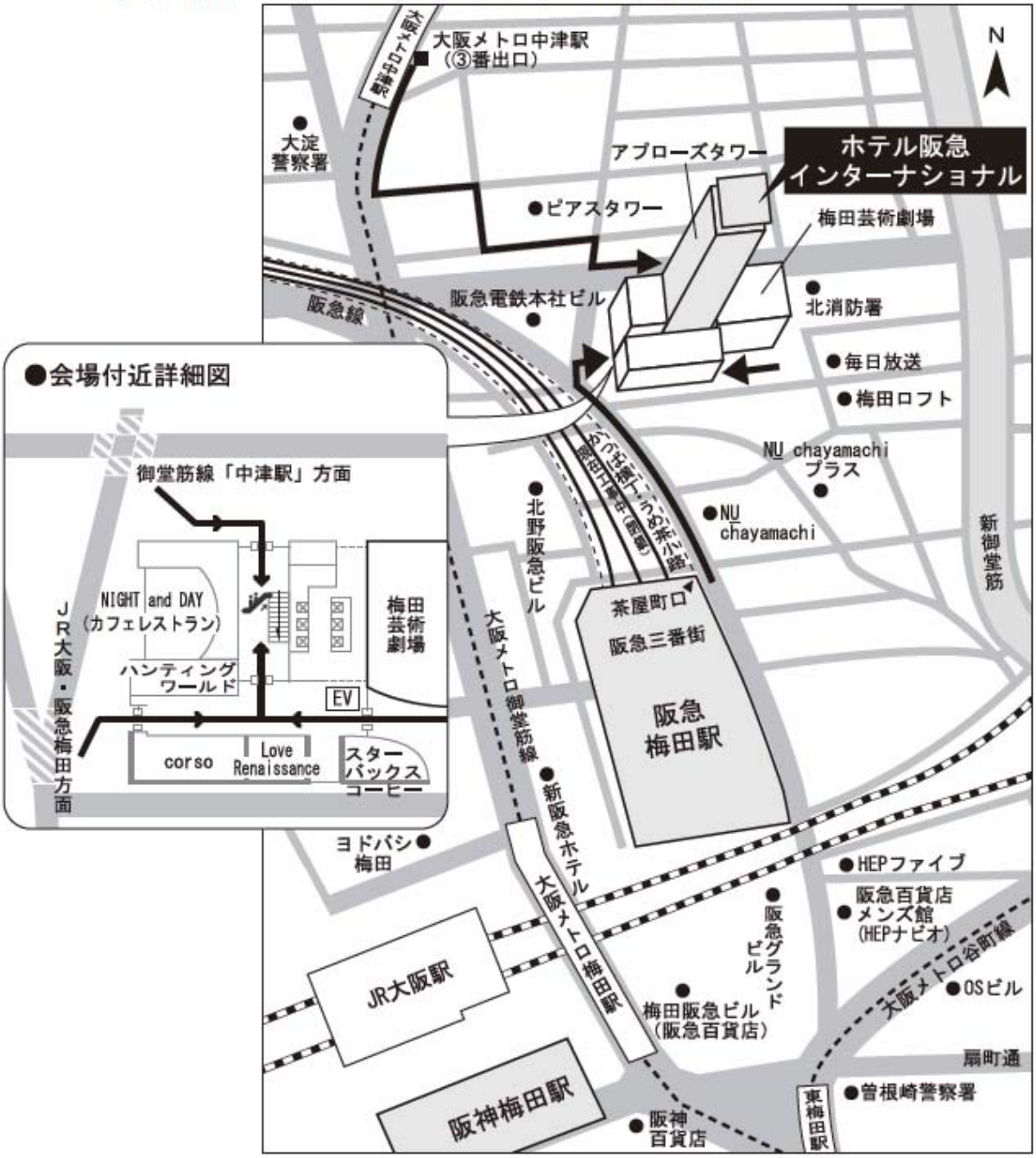


【交　通】
阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約６分
大阪メトロ御堂筋線中津駅③番出口より徒歩約５分
ＪＲ大阪駅より徒歩約10分
阪神梅田駅より徒歩約15分

お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承願います。